

訪問看護(予防含む)重要事項説明書

1 訪問看護事業者(法人)の概要

(1) 名称・法人別 独立行政法人地域医療機能推進機構

(2) 代表者名 山本 修一

(3) 所在地・連絡先

住 所 東京都港区高輪3-22-12

連絡先 03(5791)8220

2 名称及び所在地

指定訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地、連絡先は次の通りです。

(1) 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院附属訪問看護ステーション

(2) 指定年月日/事業所番号 令和5年2月1日/1461590082

(3) 管理者 三木 典子

(4) 所在地 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-6

(5) 連絡先 0465(63)2211(代)

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院附属訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治医が必要を認めた対象者に適正な事業の提供を目的とします。

(2) 運営の方針

- 1) ステーションは総合的に日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2) 職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 3) ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

4 従業者の職種員数及び職務内容

(1) 管理者 常勤1名（看護師兼務）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。

(2) 看護職員 常勤3名(うち1名管理者兼務) 非常勤1名

看護師は、主治医の指示書及び居宅介護サービス計画に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、サービスの提供にあたります。

(3) 事務職員 非常勤1名

必要な事務を行います。

5 営業日、サービス時間及びサービス内容

指定訪問看護の営業日及び営業時間は、次の通りです。

(1) 営業日

月曜日 ～ 金曜日 (8時15分～17時00分)

休日 土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3

(2) サービス提供時間

9時00分～16時45分

(3) サービス内容

事業者がサービスの提供開始にあたり、利用者・家族に対して利用者の心身の機能及び維持回復を図るよう、個々の看護計画の作成と説明を行い、同意を得て実施します。

サービス内容の例は以下の通りです。

- 1) 症状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4) 褥瘡の予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) 認知症患者の看護
- 7) 療養生活上の助言や介護方法の指導
- 8) カテーテル等の管理
- 9) 内服薬管理、服薬指導
- 10) ターミナルケア
- 11) その他医師の指示による医療処置

6 利用料その他の費用の金額

- (1) 利用料は厚生労働省の定める介護報酬・診療報酬告示上の額とし、各種保険の規定に基づき、利用者の負担割合に応じた金額を請求させていただきます。詳細は別紙(利用者負担金一覧

表)に示したとおりです。

- (2) 利用者の居住地域が通常の事業実施地域内(湯河原町、真鶴町、熱海市泉地区)である場合、交通費は発生しません。通常の事業実施地域を越える場合は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり10円を交通費として請求いたします。
- (3) 利用者のご逝去の際、ご依頼を受けた場合に限り、エンゼルケア(死後の処置)を実施いたします。こちらは自費負担として11,000円を請求いたします。
- (4) 訪問看護を利用するにあたり必要な、訪問看護指示書の費用(訪問看護指示料)は、指示書を発行した医療機関より請求されます。
- (5) 以上の利用者負担金は、利用された翌月の10日以降に、当事業所より請求書を発行いたしますので、指定の方法にてお支払いください。

7 サービスのキャンセル

予定されていた訪問をキャンセルする場合は、訪問予定時間までに下記へご連絡下さい。事前の利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として当該サービスに係る基本料の10%に相当する額を請求する場合があります。ただし、体調不良、容態の急変その他緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は発生しません。

【キャンセル時の連絡先】:湯河原病院附属訪問看護ステーション

TEL 0465(63)2211 / FAX 0465(64)1076

8 緊急時・非常災害時の対応および業務継続計画の策定(BCP)

(1) 緊急時の対応

指定訪問看護を行っている際に利用者の症状に急変等が生じた場合、必要な処置を講ずるとともに、速やかにかかりつけ医へ連絡し指示を求めます。

(2) 非常災害時の対応

- 1) 災害発生時または災害が予測される警戒時には、ステーションから事前に中止等のご連絡ができないまま、訪問看護が急遽中止となることがあります。訪問看護の予定日であっても、看護師の到着を待つことなく、ご自身の身を守るための避難行動(避難所への移動等)を最優先してください。
- 2) 防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整え、火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練を年に2回実施します。

9 従業者の研修について

ステーションは、看護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり確保します。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修(必須研修) 4回/年以上

(3) その他事業所の研修計画を年度初めに立案し、実施(定められている研修含む)

10 衛生管理および感染症予防対策

ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、ステーションの設備及び備品等の衛生管理に努めます。また、感染症が発症し、まん延しないために、以下の措置を講じます。

(2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(3) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。

(4) ステーションにおいて、職員に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修会及び訓練を定期的に実施します。

11 人権の擁護・虐待防止および身体拘束の禁止

(1) ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

(2) 訪問看護サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を詳細に記録します。

(3) 適切なサービス提供環境を維持するため、職員および利用者・ご家族双方向におけるハラスメント行為の防止に努めます。

12 サービスの停止・終了

(1) 利用者がサービスの停止・終了を望まれる場合は、当ステーション、または担当のケアマネジャー(居宅介護支援事業者)にご連絡ください。

(2) ステーションの意向で、サービスを停止・終了する場合は、サービス停止の1ヶ月前までに理由をお伝えいたします。

13 苦情対応

(1) ステーションは、利用者又は、その家族から提供されたサービスに対しての苦情があった場合は速やかに対応します。

(2) ステーションは、利用者又は、その家族が苦情申し立て機関に苦情の申し出を行なった場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応はいたしません。

(3) 苦情を受け付けた場合は、その内容及び対応の経過等を記録し、2年間保管します。

- (4) 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合は、当ステーション・居宅介護支援事業者・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出る事ができます。

【相談又は苦情等に対する窓口（連絡先）】

当事業所 （電話番号） 0465(63)2211
（FAX） 0465(63)8601
（受付時間） 9:00～16:30（平日）
（担当者） 所長 三木 典子

湯河原町介護課介護保険係 （電話番号） 0465(63)2111 ※代表
（FAX） 0465(63)4194

真鶴町保険福祉課介護保険係（電話番号） 0465(68)1131 ※代表
（FAX） 0465(68)5119

熱海市健康福祉部長寿介護課（電話番号） 0557(86)6336
（FAX） 0557(86)6264

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
（電話番号） 045(329)3447

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
（電話番号） 054(253)5590
（FAX） 054(253)5589

14 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、事故に際して採った処置について記録します。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15 医療 DX 推進の体制

より質の高い看護を目指し、医療 DX 推進体制を整え、看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

16 個人情報の保護

- (1) ステーションは、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- (2) ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。
- (3) ステーションは、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保守します。

17 その他の留意事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) ご本人やご家族、訪問スタッフ等で相談の上、決定した目標に向けて、訪問看護を施行しますが、リスク管理を優先し内容や時間等はその都度変更させていただきます。

以上、サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明します。

事業所名 独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院附属訪問看護ステーション
管理者名 三木 典子
サービス説明者署名 _____

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

利用者家族署名 _____ (続柄)

利用者の判断能力に障害がみられる場合において、利用者によって下記の者が指定訪問看護の提供開始に同意しました。

氏 名 _____

利用者との関係 _____ (続柄)